

官民競争入札等監理委員会
公物管理分科会
第5回議事録

内閣府官民競争入札等監理委員会事務局

第5回 公物管理分科会
議事次第

日時：平成19年10月3日（水）14:15～15:40

場所：永田町合同庁舎2階 第2共用会議室

1. 開会

2. 独立行政法人からのヒアリング

- ・独立行政法人日本万国博覧会記念機構（財務省）

< 出席者 >

（委員）

落合主査、逢見副主査、小澤専門委員、高崎専門委員

（財務省）

岡部理財局国有財産業務課長、住澤大臣官房文書課企画調整室長、他

（（独）日本万国博覧会記念機構）

増木事業部長、他

（事務局）

中藤事務局長、森山参事官

落合主査 それでは定刻でもありますので、第5回公物管理分科会を始めます。

本日は、橋本専門委員が所用により欠席ということです。

本日のヒアリングは、独立行政法人日本万国博覧会記念機構の公園業務についてヒアリングを行います。財務省国有財産業務課の岡部課長にお越しいただいておりますので、万博機構の公園業務について説明をしていただいた後、議論というような配分で行いたいと思います。

なお説明につきましては、15分程度でお願いしたいと思います。したがって、官民競争入札等の導入に関するポイントに絞った形での説明をお願いしまして、我々の方もそれに対するの質疑応答という感じで進めたいと思います。

岡部課長 国有財産業務課長の岡部でございます。よろしくお願いたします。

本日、お手元の方に資料を用意させていただいております。これは、万博機構の概要を並べているもので、本当は余すところなく全部ご説明申し上げたいのですが、今、言われたように時間の関係もございましてポイントだけ申し上げて、主にいわゆる市場化テストに関連するような形でこの資料を使わせていただきたいと思います。

そうは申しましても折角でございます、1ページを開いていただきたいと思います。もう御存じの方ばかりだと思いますが、日本万国博覧会は日本で初めて、アジアで初めての一般博で、6,400万人の大成功を収めたところでございます。その感動を記念する国家的事業ということで、その跡地が260ヘクタール、そのときの剰余金が150億程度ございました。それをどうするのかということでいろいろ議論のある中で、当初は認可法人で協会という形で今の事業が始まってございまして、4年前に独立行政法人になったところでございます。

この中で2点だけ申し上げたいのは、1点は、機構は非常に特殊な形態として国と大阪府の共同出資ということ、それから2点目は、国等からの財政支援を一切受けなくて独立採算でやっているということでございます。組織も非常にスリム化をいたしまして53名、理事長は民間の方で住友電工御出身の中井さんという方にやっていただいております。

次のページを開いていただきまして、2ページです。これは、後の市場化テストの中で幾つか御説明しなければいけない部分ですけれども、一応概略としまして公園事業としてはメインの部分で自然文化園、日本庭園がございまして。その後、それ以外にこういった施設の運営をしているということで、これまた後ほど触れさせていただきます。

3ページです。これも、後ほどの市場化テストになじむかどうかという議論の中で御説明したいと思っていることとございますが、1点だけ申し上げますと、万博公園は普通の都市公園とはかなり違う性格を持っている公園です。公園という名前を付けない方が良いのではないかと内部でよく話をするんですけれども、コンクリートで固めた万博の跡地を全部撤去し、盛土をして、無から自然の森を再生するという壮大な実験場という性格を持っているということで、また後ほどここについては触れさせていただきたいと思います。

4ページ目は基金事業です。これも市場化テストの議論には多分乗ってくるでしょうし、

御質問の中にもございましたけれども、現在基金としては185億円の基金を運用し、その運用資金をもちまして各種の助成事業、それから公園事業の方に繰入れて使っている事業でございます。全体のイメージは大体そういうことです。

市場化テストの導入ということを万博機構の中で考えていくにあたって3点だけ念頭に置いていただきたいと思いますのは、最初に申し上げましたように、この組織というのは一切国ないしは大阪府の財政支援を受けていない独立採算でやっているという、非常に効率的な組織で動いているということが1点です。

2点目は5ページの1の(1)に書いてございますけれども、ここの公園の維持管理業務、色々なものがございまして、この業務の約9割は既に外部へ委託をしているという状況でございます。そういった関係で、独法化前には58名いた職員が今は48名、17%強減少させている、ないしは組織も相当スリム化を図っているという状況でございます。

3点目は(2)でございますが、ただ単に外部に委託しているだけではなくて、その大半を競争的契約、一般競争入札ないしは企画競争でやっているということでございます。独法化前には競争的契約というのは65%だったものが、18年度実績では87.1%ということで大幅に向上してございます。これは、いろいろなところからくる資料で取り方が違うものですから、特にこの間の随意契約の見直しの中で事務局の方からいただいたものには、不落随契が入った数字になっている。一般競争入札で落ちなかった場合、不落したときに不落随契をする。これは国の制度と一緒になんですけれども、それは随意契約に入っているものですから今、我々の持っている数字とはちょっと違うということです。

それからもう一つは別の数字がありまして、この中に土地の貸付契約が入っている数字もあります。土地の貸付分は万博の場合は結構大きいものですから、それを入れてしまいますと競争的入札の占有率が落ちるのですけれども、ここは支出契約で、まさに随意契約の見直しということで今回の見直し案の中でうたわれているベースでいきますと、こういった形で現在87.1%、今回見直しの中では、随意契約を一つだけにします。つまり、比率でいくと金額ベースで98%は競争的入札の方へ持っていく。

一つというのは、日本庭園がございまして、これはマツの木が1本3,000万円くらいするような非常に高度な技術を有するものについては今、関西の造園業組合へ随意契約をしているのですけれども、これは競争的入札にはなじまないということで、これだけはどうしようもない。ただ、これも実は協同組合との随意契約ですから、その配下には30社強の企業が入っているということで、必ずしも一社に対する随契ではない。このように、独立採算を維持しているということ、民間開放もかなり進めているということ、それも更には競争的入札を進めているということで、公共サービスの質の向上を図るといった意味、経費の節減を図るといった意味では、相当程度進展をしているといったことは、この議論をする前提としてひとつ念頭に置いていただければと思います。

それでは、本論に入らせていただきます。8ページをお開きいただきたいと思います。まず8ページの一番上のくくりでございますけれども、今回の見直し案の中で官民競争入

札を導入しようということで書いてございますが、各種広報・イベントの企画・実施についても官民競争入札等の導入等により効率化を図るということで、この部分について御説明したいと思っております。

これにつきまして今、資料はございませんけれども、具体的に申し上げますと、各種広報というのはメディア別に分けますと印刷物、テレビ、ラジオ、インターネットと、4つのカテゴリーに分かれます。

印刷物というのは、新聞、折り込みチラシ、あるいはイベントポスターといったものでございまして、チラシの方は年間6回、計270万部、イベントポスターにつきましては年間9回、計9,000万部をやっております。

それから、テレビ、ラジオにつきましては各種の花祭りとか、そういうイベントについてのPRをスポット的に流すということをやっているとして、テレビにつきましてはケーブルテレビ、民放を合わせまして年間125本程度、ラジオにつきましては84本程度のPRスポットを流している。

インターネットにつきましては、各種花の開花状況を動画配信しているということでございます。

それから各種イベントですが、イベントの実施につきましては相当程度もう既に外部に委託しているわけでございますけれども、その企画ないしは実施について今回市場化テストの対象にならないかということで検討しているものでございます。各種イベントはいろいろございますけれども、例えば花祭り、いろいろな花の祭りがございます。それからコンサート、写真コンテスト、ホテルの夕べなど、18年度実績でいきますと全体で17のイベントを実施しております。

18年度でこれらに支出した経費を申し上げますと、各種広報関係、先ほど4つのメディアと申し上げましたけれども、それを合計して1,200万、それから各種イベントで機構が支出したものが4,200万、計5,400万の支出をこの広報イベントでやってございます。これに合わせて機構の職員が企画ないしは一部実施をしているといったことで、これを合わせて市場化テストの対象にしようというのが今回の案でございます。

この後、御質問に出てくる話を先取りして申し訳ないのですが、多分対象はこれだけなのかという話があると思っておりますので、2ページに戻っていただきたいと思っております。公園事業でこういうものがございまして、今、申し上げた以外にどんなものがあるかということはこの2ページでイメージをつくっていただければよろしいかと思っております。

この中で、自然公園、日本庭園とございますが、基本的に運営形態として三つございます。一つは自営でやっているもの、もう一つは運営を委託しているもの、もう一つは土地の貸付けだけやっているものです。2ページの図を見ていただくと、上の三つは自営でございます。それで、下の三つの中で具体的な例を挙げていて印が付いていないものが自営でございます。そして、1の部分で運営の委託、それから左の文化施設の中の国立民族博物館ないしは一番下の大阪府立国際児童文学館、これは土地の貸付けでございます。

上の三つの何も付いていないところは自営で、一つが付いているところが運営委託、二つ、三つのところが土地の貸付けという契約形態になってございます。

それで、まず消去法でいきますと、土地の貸付けの方は、国立民族学博物館は機構に対して土地を貸しているものですから、これはどうしようもない話でございますし、児童文学館も土地を貸してその上に彼らが建物を建てて運営しているということでございますので、土地の貸付けについては市場化テストの対象外なのかなと。

次に、今の整理では運営委託も市場化テストにはなかなかなじまないのかなと。

そうすると議論になるのは何なのかというと、一番上の3つと印の付いていない下のところが自営で、先ほど申しました自営でやっている中の、これは契約で言うと9割ベースは外部委託をしている。自営ですけれども、その中の業務の9割は外部委託をしている。

それならば、ここの部分がどうだというのが多分議論としてはあるのかなということでございます。それで、ここの大半の部分が最初に申しあげました自然文化園と日本庭園、これが一番面積も大きいし、中身は圧倒的に多い部分でございますので、この部分の維持管理業務が市場化テストの対象としてなじむかどうかというのが、今回私どもが提案をしているもの以外のものとして議論になるのかなと思います。

それについて結論から申し上げますと、ここは非常に難しいということで今回の提案になっているわけでございますけれども、それがなぜかということで3ページを開いていただきたいと思います。もう時間もきたかもしれませんが、これに沿って少しだけ御説明させていただきます。

万博記念公園は先ほど申しあげましたようにただ単なる公園ではなくて、非常にクオリティの高い資産が数多く存在している。一番大きい話が、先ほど申しました森全体が壮大な実験場である。これは、実は当初の計画からするとうまくいっていない。なぜかということ、自然の森ですけれども、現在、行きますと森がうっそうと繁っているんですが、高い木しかないんです。普通の自然の森というのは、中木、低木というものがあって初めて全体ができるわけですが、今、万博公園には高い木しかない。したがって、その中に生息する動植物の数も種類も非常に限られてきているということで、16年から京都大学ないしは大阪府立大学と共同で改めて自然の森の計画で、平成35年までの計画を立てて今、取り組んでいるというものでございます。

そのほかに、ここに書いてございますようにバイオマスだとか省エネルギーの実験とかをやっているのですけれども、それ以外にクオリティの高いという面で申し上げますと、この森の中に国の天然記念物ないしは絶滅危惧種に指定されている生物が数多く生息している、ないしは昭和の名園と言われております日本庭園、それから岡本太郎の太陽の塔、イサム・ノグチの噴水等々、非常に価値の高い資産が現存している。こういったものを包括して市場化テストにかけるということが、サービスの向上ないしは経費の削減につながるかどうかということが多分ポイントだと思うのですけれども、まず一番危惧されますのがこういったものを包括的にかけた場合に管理の専門性が失われること。それから、その

機動性、安定性、透明性が希薄になる。

更に一番の話は、こういったものが他に存在しませんものですから、こういったものの受け皿が本当にあるのか。仮にあるとすると、何らかのコーディネーターが下請けに出すような体系が考えられるのではなからうか。このあたりは専門家ではないのでわかりませんが、そういったことで現実問題、今のようなクオリティの高い資産を管理する、非常に高い水準を求められる管理体制というものをまとめてどこかに包括的に委託することが実現できるかという、それは無理だと思っております。こういったことで今回の提案といいますか、我々の案としては先ほどの各種広報・イベントの企画、実施にかかるものを包括的に市場化テストの対象とするということで考えてございます。

落合主査 それでは、ただいまの説明を前提にしつつ、各委員から御質問、御意見等をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

逢見副主査 中身の議論の前に、まず財政支援を一切受けていないで独立採算でやっているという説明だけでも、しかしながら自然文化園とか貴重なものについてもその枠の中で維持管理されているので、その収益構造はどうなっているのか。お金がどう入ってどこにどう使っているのか。

岡部課長 非常に大まかに御説明しますと、公園の事業費というものは 18 年度決算で 27 億円、公園の維持費としてかかっております。

それについて、収入の部分は何でカバーしているかという、公園の入場料は 1 人あたり 250 円取っているのですけれども、これが 2 億円程度です。27 億のうち、公園の入場者から取っているのは 2 億円程度です。あとの 25 億円は、例えば大きな項目でいきますと先ほど土地を貸していると申しましたけれども、財産の貸付料収入が 8 億。エキスポランドの収益が 3 億程度、あとは駐車場だとか、スポーツ施設等々のいわゆるその周辺の有料でやっている収益事業でカバーされている。それから黒字になっている要因としてはそれプラス財産収入、財務収益ということで、過去の積み立て部分からの収益が 4 億円程度。

そういったことで、実際には公園の入場料収入は 2 億円、実際にかかる金が 27 億円と、そんなアバウトな感じでございます。

逢見副主査 それで、大体収支はトントンになるようになっているわけですか。

岡部課長 また細かい基金事業の話とかいろいろあるのですけれども、最終的には 18 年度では当期純利益ベースで 2 億 5,000 万円の黒字という形になってございます。

逢見副主査 事業費として 27 億円というのは、収入のあてがあるからトントンにして出てきている数字なのか。それとも絶対 27 億円の収入を確保しないと維持できないというギリギリの数字なのか。

岡部課長 公園の事業費の方でいきますと、基本的に維持管理というのはそんなに毎年毎年そんなにずれませんので、実際問題、経費も今年度の 26 億 8,000 万が前年度は 27 億 3,000 万でしたから、少し経費の削減はやっているわけですが。

逢見副主査 要するに、経費が固定費として動かせないものとして決まっていて、それ

を維持するためには絶対一定の収入を上げなければいけないという仕組みになっているのか、逆に、27億の金が入ってくるから、入ってきた分を維持費に使って収支トントンにしていましようということにしているか、どちらなのかを聞いているのですが。

岡部課長 どちらかという、前者だと思います。通常の経常的な維持費については今の収入の中で面倒を見られるわけですけれども、更に修繕だとか改修だとかという話になりますと、今は過去の蓄積の方でかなり面倒を見ている部分がございます。

ただ、これはなるべく小さくしていって、経常ベースの積上げの中でそれをカバーしていかないと、10年、20年という形で見たときに維持できない。ただ、現時点では収入ベースだけでは修繕だとか改修だとか、そういうものを全部カバーできていない状況です。ただ、過去の蓄積があるものですからそこを取り崩してやっているという状況です。

落合主査 あなた方が主張する「どうしても守らなければいけない森林の再生」というようなことがもしあるとすると、それはいわば収入の額の多寡にはかかわらず、これは必ずやらなければいけないということで計上されるのだろう。そういう本来この機構が果たすべき役割を確実に果たすという部分については、最低限それを可能にするような財源措置が講ぜられるはずだし、そういう支出もなされるだろう。そうすると、本来的な目的に限定した部分については結局、トータルとしてどのくらいの支出が予定されているのですか。

例えば、自立した森再生への取り組みは非常に重要な目的であると主張しているが、これは年間どのくらいの予算があればこういう目的を達成できるのか。これは非常に基本的業務だと主張しているわけなのだから、当然毎年これはこれだけやらなければならないという計画があって、それを実行することによって森再生というものが実現できるのだということであるとすると、この部分についてはこれだけのことを各年で実施する。したがって、それについてはこれだけの予算が必要であるという計算が当然毎年なされているはずなのです。そういう点から見たときに、もう少し限定すれば自立した森再生への取り組み、それから環境保全の取り組み、このプロジェクトについてはどのくらいの予算を考えて毎年やっているのでしょうか。

岡部課長 例えば、公園の場合は警備もしなければいけないですし、巡回もしなければいけない。清掃もしなければいけない。草刈りもしなければいけない。伐採もしなければいけないというものは、それぞれの形で切られています。それは、例えば警備の問題ですと自然の森の部分だけではなくて日本庭園から全体の部分をまとめて業者がやる。それから、伐採も自然の森だけでそういう契約がなされていないものですから。

増木事業部長 例えば、緑地管理というくくりでエリアを3つくらいに分けて3業者にやらせているというのが実態でして、その中には単に自然の森だけではなくて今、課長が言われましたようなこともありますから、自然の森のために予算が幾らというような数字は何らかの手法で計算すれば出てくるかもわかりませんが、今は持ち合わせておりません。

落合主査 ということは、本来的な目的のターゲットに即応した形で予算を必ずしも作ってなくて、横断的に、機構が管理している伐採とか清掃とかという形で予算を作っているのでしょうか。

増木事業部長 そういう部分もありますし、あるいは先ほどの説明にもありましたけれども、京都大学と共同研究という形で研究の委託費を予算化して機構の職員と一緒に研究しているという部分もあります。

落合主査 それは具体的にはどういうことをやっているのでしょうか。京都大学云々の再生の中身というのは何でしょうか。

増木事業部長 私どもは技術屋ではありませんので詳しくはわかりませんが、例えばギャップ区というものを設定いたしまして、高木ばかりが今、密生しているところに、より自然の森に近付けるために一定の、例えば 10メートル四方あるいは 20メートル四方の区画を設定して、その木を伐採する。そうすると、その部分には光が当たる。光が当たるとそこからドングリとか、そういうものが芽吹いてきて、低木が育っていく。そのような実験の手法で、そういうギャップ区を何か所か設定してその成育状況を調べるとか、ほんの一例ですけれども。

万博機構 若干補足をさせていただきます。博覧会のパビリオンがあったスペースが約 100ヘクタールで、自然文化園にはあのパビリオンが建っておりました。それが博覧会終了後、パビリオンを撤去しまして、そのガラを下に敷いて、上に盛り土をして森づくりをしている。その 100ヘクタールには必ずしもいい土を盛ったわけではございませんで、今でも土壌が悪いとか、排水が不良になっているとか、そういった非常に基盤的な工事も毎年実施しておりますし、それに付随して単なる間伐とか、そういう部分ではなくて、せんだもございまして、水系ですね。水の流れの確保とか、そういう部分をすべてトータルの管理を施しながら全体の森の育成管理をしています。

具体的に今、私どもの部長が申しましたように、一部ギャップを設けてそういった新たな樹種を発生させている。種の多様性を求めているということです。それから、やはり多様性を求めた高木、中木、低木という階層構造のものとか、そういった本当の自然の森に近付けた、要は動物、昆虫が生息しやすい環境の森について今、壮大な研究をしているということです。

落合主査 京都大学とのプロジェクトには大体、年間どのくらい払っているのでしょうか。

万博機構 京都大学の研究自体は、これは研究ということなので 400万円程度しか払っておりません。ただ、あとの管理や伐採とか土壌改良とか、毎年の年間の維持管理費、植栽管理を含めまして全体として 5億くらいは実際にかけているということです。

高崎専門委員 非常に多様な施設などを運営し、維持している。2ページを見ればわかるように、これだけでも 6つあって、かなりそれぞれ専門性が違うだろうと思うし、市場の環境も相当違うだろう。これを運営していくためにはそれなりの機構としての経営戦略

めいたもの、事業戦略とか営業戦略とかいろいろあるかと思うけれども、この6つの機能をうまく目標を定めてそれを達成していくというのは組織的にはどこがやっているのか。それが一つ。

民間の企業であれば、利益は幾らとか、あるいは事業をここまで広げるとか、いろいろな年度目標を定めてそれを達成するために皆、日々やっている。ここは一応ビジョンというものがあるみたいだけれども、数値的な目標を定めて、それでそれなりの評価をしながら毎年事業をやっているのでしょうけれども。その辺を教えてください。

岡部課長 企画は、総務部の中でやっていると思います。

あとは計画の方でございますけれども、これはほかの独法と同じように私どもも目標というものがあって、5年計画をつくってそれに基づいてやっております。これについてはどちらかという経費の削減とか云々の話で、収益をどれだけ上げるといような計画にはなっていないんですけれども、経営の効率化とか、スリム化とか、そういった形の目標を財務省から指示して、機構の方が計画を立ててそれに基づいてやって、毎年評価委員会の評価を受けているといったような状況で、そういうベースで言えば計画は100%達成してきている。5年計画で見ても、100%達成する見込みである。もう19年度で一応終わりますので、そういった状況でございます。

ただ、やはり儲けなければいけないのですが、そうすると費用も使わないと儲けられない。しかし、今の制度の中では費用を抑えることだけを我々は求めているものですから、なかなかそこが一般の企業のような形で運営できないということは、常日ごろ理事長の方からも苦情ではないですけれども、言われています。だから、民間のような形の収益目標みたいな話ではなかなか難しいところがあるということでございます。

増木事業部長 例えば、数値目標の中でも入場者数を年間120万人とか130万人という設定をしまして、それを達成するためにはやはり居ながらにしては決して達成できませんので、いろいろなイベントに工夫を加えて集客力の高いイベントにするとか、そういった類いの企画をすることによってその数値目標を達成するような努力はしております。

ただ、先ほどの説明にもありましたように、入園料が1人250円ですので、何万人増えたからといってそれが直ちに経営に大きく貢献するような金額にはならないかもわかりませんが、そういった目標は一応は設定しているということです。

高崎専門委員 要は、使用者というか、国民に対するサービスの向上と、あるいは経営上、運営上の経費の節減が大事なことだと。その経費の節減、サービスの向上が図られているという指標というか、経営指標というのか、当然のことながら何か目標に定めてやっているということですね。

増木事業部長 利用者の方の満足度という意味では直ちに今のお答えに合致するかどうかはわかりませんが、折に触れてアンケート調査をやっておりまして、例えば四季折々のイベントの都度、どうでしたかというふうなお客様の評価を聞くようなアンケート調査は実施しております。今のところ、おおむね御好評いただいているのですけれども、

そこでもっとこうしたらいいんじゃないですかというような提案があれば、なるべくそういうものは次回に採用するようにしています。

岡部課長 入場者数が独法化前には130万だったのが、18年度は150万を超えてございますので、今、部長が御説明したようにいろいろな努力の成果で入場者数は向上している。250円というのを上げてもなかなか難しいんですけども、駐車場も入ってきますので収益にもプラスになるということですが、そういった増えているということ、それからアンケート調査、そういったことでそういう満足度というか、サービスの向上は図られているのではなからうかと評価しております。

落合主査 広報・イベントの関係で、機構が扱っている広報・イベントの一切を市場化テストの対象にするという趣旨でよろしいのでしょうか。なお留保する部分が広報・イベントという範疇の中にはあるのかなのか。その辺はいかがでしょうか。

岡部課長 実は、まだこれは検討している最中でございます。正直言いまして、8月にばたばたとして、今はいろいろな形で検討が進んでいる中で、何とかこれは実現しようということを取り組んでいるんですけども、実はすべてというのはなかなか難しいかなど。例えば今、財務省評価委員会の委員の先生から非常に強く求められているのが、研究成果をもっとPR、広報、外に対して情報発信をしてくださいということ。そうすると、集客をするための広報・イベントというくくりでいくと、多分これはすべてということで大丈夫だと思うんですけども、それ以外の環境の非常に専門的な分野の研究の情報発信、そういった特殊な分野の広報まで一括した形である業者に任せられるかという話になると、印刷くらいは大丈夫だと思うんですが、企画部門の話なものですから、そこはどうかという議論がございます。

したがいまして、広報・イベントすべてですかということ、そこはまだ少し検討をしないといけないということで、今例で申し上げたようなところはちょっと難しいかなという議論をしているところでございます。

逢見副主査 その場合、企画というのはその機構自身が自ら行う方が優れていると思っている訳ですか。

岡部課長 今、申し上げたのは、今度対象にしようとするものは集客なものですから、そういうものは企画も外に出すということです。それで、出せないのではないかなと思っているのが、機構の職員と研究者と共同でいろいろ研究しているものの成果を出すということであり、どういう形で出していくかというような話をポーンと丸投げというのはなかなか難しいかなというところはあるんです。そういった特殊な分野はちょっとなじまないかなど。印刷の部分だけを回すとか、どういうレイアウトにするとか、そういうのはいいかと思えますけれども。

ただ、集客のためとか何とかという話になると、今機構の職員が考えているものをそういう集客のプロといいますか、そういったところを出して知見を活用するというのは可能です。だから、「すべて」というのは「集客のため」というようなことを付ければ多分すべ

てと言えると思うんですけども、今、申し上げたように特殊な分野が幾つか残るかなという感じですが、これはまだ今、検討の最中でございますので確たることは申し上げられません。

逢見副主査 広報・イベントという分野と、2ページに公園事業の中に6つの分野がありますというのが結び付いていない。この6つの中にどういう広報・イベントということで絞れば、どういうものがあるって、どういう形で市場化テストに今回出そうとしているのか、その全体像がさっぱりわからない。

増木事業部長 イベントで言いますと、やはり実施する会場の中心は自然文化園ないしは日本庭園です。具体的に申しますと、5月、6月くらいになるとホテルの季節を迎えますが、日本庭園を夜間開放いたしましてホテルの夕べという催しをやったり、あるいは7月の下旬くらいには日本庭園の中にハスの池があるんですけども、そこに実に見事なハスの花が開花するんですよ。これは逆に早朝開園をいたしまして、そういう特別の趣向を凝らした催しを実施しております。

落合主査 既に機構の方で季節のうつろいに応じてそれぞれイベントが決められていて、その決められたイベントを広報するというような業務について考えており、つまりどういうイベントを機構がやるかという企画立案、この部分は考えていないという趣旨なのか。それとも、それも含めて出すという趣旨なのか。その辺はいかがでしょうか。

岡部課長 その辺も含めて企画の部分ですから、もちろん今までやっているもので非常に評判のいいものを無理してやめる必要はないわけで、同じようなものが続くかもしれないけれども、新たな企画まで含めてどういうことをやっていけばいいのかということも含めての企画でございます。だから、イベントはこれとこれをやるからこれをやってくれという話ではなくて、どんな企画をと。今やっているものも、ずっとやっているわけではないんです。去年始めたものとか、コンサートだとか何とかと、いろいろな形でやっている。そういった分野を新たに開拓していくことも含めて企画という形で。

落合主査 そこも含めてイベント・広報というものの中に含めて考えていますということ、それを全体として出しましょうと言っている趣旨ですか。

岡部課長 先ほど逢見委員の方からもございましたけれども、それ以外の部分について、例えばこれはもともと市場化テストの前からある議論ですが、いろいろな形で经营主体に運営委託などを行っている、例えばエキスポランドはエキスポランド社がやっているとか色々あるんですけども、万博のもともとの趣旨が一体的な運営なものですから、もっとコラボレーションというんでしょうか、そういうようなものを一体的にやることはないのかということいろいろやっけていまして、例えばあるイベントとあるイベントを一緒にやる。经营主体は違うんですけども、それを共同してやるというようなことにも取り組んでいます。

そういう観点からすると、先ほど申し上げたように自然文化公園、日本庭園の集客というものの広報・イベントというのを1つの核として考えています。

それで、それにプラスアルファとして、例えば直営でやっているスポーツ施設などを一緒に広報をやっていくということは、当然アイデアとしては出てくる話だと思うんです。まだ何を一緒にということまでは検討としては出ていないんですが。

落合主査 まだ検討中ということですね。公園の維持管理の関係で、民間競争入札というものは導入できませんなどと主張しているのは、現状は自営と言っても相当部分外部委託してやっていますのでという話でしょうか。これは結局、随意契約でやっているということでしょう。

岡部課長 一般競争と企画競争で、今は個々の分野の随意契約以外の、競争的入札と言われる部分は87%までできています。

落合主査 そうすると、公園の維持管理に関しては市場化テスト的な発想のものになじまないなどと主張しているが、現状でも相当部分は委託をしていて、自らやっているわけではないということですか。論理が矛盾していると思うが、どうでしょうか。

岡部課長 市場化テストと言うときに、これから新たにやる場合に包括的な効果が出るかどうか。今、既に出して全部入札とか価格競争でやっているわけです。したがって、我々が理解する市場化テストというのは、これを包括してやることによってさらなるサービスの向上と経費の削減につながるかどうかということだと理解しています。

そのときに、公園の維持管理の話は9割方は出していますけれども、この出し方がもちろん今のままでいいかどうかというのは多分もう少し議論はあると思います。ある部分はまとめた方がいいという話もあるかもしれません。ただ、基本的なスタンスとしては、それぞれの専門分野を専門分野で競わせて、その中で一番質の高い、価格の安いところを選んでいくのです。

それを、例えば警備会社と草刈り屋と一緒に委託することによってとなると、先ほどちょっと御説明しましたが、いろいろなものを全部やっている会社はないと思うので、多分どこかコーディネーターみたいな受け皿があって、そこに丸投げをして、そこが下の方に投げていくとなると、個々の管理について非常に不透明かつ徹底できないのではないかと、この危惧を強く持っています。

今の状態は、分野ごとに専門性の高いところに対して高い質と低価格を求めているという契約形態でやることによって、管理主体である機構が責任を持って管理に目を行き届かせることが肝要だろうということです。

落合主査 それは、いわば細分化しないと十分なコントロールはできませんという話かどうかだと思う。

岡部部長 議論は多分あるだろうと思うんですけれども、ただ、よくあるのは国営公園でだれだれが受けています。ああいうところはほかにないですね。ああいうものがないかどうかという話は多分あるだろうと思います。

でも、更に今回の場合は国営公園とは更に違う。先ほどちょっと御説明したような、いろいろな高いクオリティの資産があるということからすると、国営公園ですらなかなかそ

ういうものを一括で受けるところがああいう形でしかない中で、多分これはちょっと思い付かないというか、現実問題としてないんじゃないかというのが専門家たちの意見で、私もそう強く思うのですけれども、実際問題としてそういう相手がいない。

仮にいたとすると、それは親請で、あとは子に投げる主体と契約するような形になるんじゃないか。そういうことをやる人というのは、そこで競争させても専門性なんかないわけですから、そこから先の受け皿をどういう形でやるのか。仕様書だけでコントロールできる世界ではないのではないのか。この辺が絶対に無理だと専門家たちは断言しますし、私もそう思います。

落合主査 そこは結局、現状でやった場合と、それからもっと包括性を増した形でやった場合とで、コスト的に見て、同時に質の面で一体どちらが効果的かということですね。現状でやるのが効果的だという主張だと思うが、そうだとすると現状が、いかに包括的にやるような場合と比較して、より効率的であり、質の高いサービスも提供できますということについての事実関係を我々にわかるような形で立証してもらえれば納得できるわけだが、現状では全くもって立証できる資料はないわけであって、専門家に聞けばそういうことになるでしょうなどということを行っているが、それでは不十分であり、もう少しその辺の資料をキッチリと出してもらわないと納得はできないような気がします。

岡部課長 ただ、そこで難しいのが、現実にはそういうものの受け皿が存在していないですしね。

逢見副主査 テーマパークは民間がやっているではないか。

岡部課長 テーマパークになればですね。

逢見副主査 これも入場料を取って庭園に来てもらう。そこを管理した上でお客さんに来てもらうということであれば、テーマパークと何も変わらないと思うが、如何か。

岡部課長 それならばあると思うんです。それであれば、先ほどの話で国営公園が外部委託しているような形でやるというのはあると思うんですけれども、先ほど来御説明しているように、いわゆる自然の森の再生であるとか、天然記念物で木が絶滅する云々、そういったところを……。

落合主査 今のやり方を変えたらそこが保持できないという理由がわからない。絶滅危惧種が絶滅してしまう事態が起こるだろうか。結局、管理するという点では同じなわけなので、機構を選んだ人間が管理していると絶滅危惧種は絶滅せず、森の再生も果たせませすというのはかなりの論理飛躍があって、何でそうなるのかということを我々が納得できる材料をお出しいただかない中で、そのような主張をされても、我々は納得できる材料がないですよ。

増木事業部長 課長の説明の繰り返しになるかも知れませんが、我々が現在やっている業務を包括的に受託する民間業者が仮にあったとしたら、我が社は清掃業務をやっています、それから、樹木のせん定、緑地管理もやっています、天然記念物の保全から環境もやっています、更には警備もやっています。そんな会社は現実にはないんです。

落合主査 それは、まとめられる範囲でまとめるということでしょう。

増木事業部長 ということは、その会社が仮に受託したとしたら下請に出しますね。下請に出すということは、そこでコスト的にどうかというと、必ずマージンを取りますからかえって高くつく。

落合主査 それならば、今、機構から委託を受けて受託している人たちは全く下請を使っていない状態ということなのですか。

増木事業部長 警備会社は警備会社にやらせていますから、業務的に更にそこからまた下のということがないわけですね。

落合主査 せん定とかは。

岡部課長 確かに、委員の言われるようにまとめられるところがないのかということについて、今は絶対ありませんとは我々も材料を持っていないので言えない話ですけども、ただ、今、部長が申しましたように、せん定業務、警備業務、何だかんだというような異質なものをまとめてやるところは多分ないでしょうねというか、ないです。ただ、非常にたくさんの業務がありますので、その中でまとめることによっていいものはないのかということは、議論の余地としてはあると思うのです。

ただ、先ほど来申し上げているのは、その部分を我々は検討しないとは一切言っていないので、どちらかということを含めると言ったときに今、部長が申したように、まず会社がないし、コストも今は価格競争で全部やっていますから、ひよっとするとそれより1割くらい安くまとめて受けるところはあるかもしれない。しかし、そこは必ず質の低下が起こる。

落合主査 必ず質が低下するとはどういうことでしょうか。そのように決めつけるのはどうですかねえ。実際にやってみないと分からないと思うわけですが、違うでしょうか。市場化テストをやって初めて分かるというものなんです。

岡部課長 でも、これは実験でやれる話でもないですし、ここは私自身もデータがあるわけではないのでこれ以上申し上げませんが、多分そこは非常に難しいかなと思っておりまして。

ただ、言われるように、まとめられるところはないかということについては全くありませんという話ではないので、先ほど来申し上げているように、今核の部分は一応これでいきましょうということですけども、それ以外の部分、はみ出る部分、引っ込む部分も含めて、もう少し実施に当たっては検討していきたい。

落合主査 特に公園の維持管理業務に関しては、現に相当部分委託しているとしても、それをまとめることによって規模の利益的なプラス作用はあるはずなので、その辺のところをキチンと市場化テストの対象としていただく。

増木事業部長 コストだけ考えますと、公園の緑地管理などというものは規模が大きくなればコストは確かに安くなる。ところが、物の性格上、私どもの公園は大変面積が広いものですから、雑草を刈るのも分割発注した方がはるかに同時に機動的に一斉に、この地

域はA業者、ここはB、C、Dというふうにやった方が、お客さんが来たとき、この公園はきれいで雑草一つ生えていないという景色をつくれるわけです。

ところが、1社がやると順番にやっていきますから、それも何週間もかけてというようなことになると、ここはきれいになった。でも、最後にやったときにはもう最初の草を刈ったところにまた草が伸びてくるとか、そんなような事態が起こる。

落合主査 だからやってみないと分からないと言っています。

増木事業部長 ですから、きめ細かいサービスは分割した方がいいと。

落合主査 民間に出していくということは丸投げするということではないですね。これはやはり国民に対するサービスなので、丸投げした結果、サービスが低下するということになったら困るわけだから、そこは機構できちっと一定の監督をしていけば良い。もしやる場合は、監督プラス委託という構成で結局これは行われていく。

したがって、何か不都合が起きた場合、例えば絶滅危惧種の取扱いについて問題がある、あるいは原生林というか、森の再生という点で問題があれば、それは監督権を行使して是正をしていくことが本来的に予定されている制度なわけなのであって、全く丸投げしてしまったらあとは何も言えませんという制度では全くない。

市場化テストと言っても本来、公共サービスをやっている主体が自らやる部分を委託になるので、公共サービスでなくなってしまうわけではない。官による監督ということがあって、委託契約の中で監督権の発動についてもいろいろ必要な事項を定めるという形で、すべて自らやるのと、ある部分を民に担わせる。しかし、いずれにしても責任を負うのは官、機構であるということには変わらない。

したがって、監督権を的確に行使すれば今主張された懸念は相当程度防止できるのではないか。今の主張はどちらかというと丸投げしてしまって、そうするとでこぼこが生ずるということなのかもしれないけれども、そこは適切な監督権を行使することによって十分防止できる。委託の仕組みは国民のサービスが低下することにならないような内容で定めるとのことなのだから、大丈夫なのだということなのですが。

岡部課長 その余地はあると思います。

ただ、今、部長が申し上げた話は、そういう草刈りをする業者というのは大きな企業はありませんので、そうすると現状は全体をトータルでやるというのはなかなか難しい部分があります。ただ、言われるように工夫によって余地が全くないのかというと……。

落合主査 コンソーシアムを組ませるということも考えられる。弱小というか、小さな規模の業者しかいないのであれば、一つのコンソーシアムを形成して、それに出すという形でばらつきを防ぐとか、いろいろな工夫が考えられる。

要は、現状でやっているよりも本当にコスト的にもサービスの的にも上がる余地があるのかないのかということなのであって、我々としてもコスト削減の余地がないのであれば、市場化テストの対象にしるなどということと言わないわけであってですね。

ここまでの話を聞いて、大いに市場化テストの対象にする余地があると思った。したが

って、あくまでも現状が最善の姿だと主張されるのであれば、我々を納得させるような資料をきっちりとご提示願いたい。それが無い限り、到底納得はできないということです。

岡部課長 ただ、繰り返しになるかもしれませんが、トータルとしての話になったときに、市場化テストのこのスキームもそうだと思うんですが、そういう受け皿があってという前提でやっていますね。国のサービスがどうのというときに、その受け皿が現実問題としてない中で、それを新たに組ませる。そうすると、その新たな組織みたいなもの、そこには競争原理が実は働かない、1社しかない、2社しかないというような…。それがあれば検討はしやすいんですけども、ないものを想定してできるんじゃないかと言われると、そうかもしれませんが、こんな心配があるんですけどもというくらいの話になってしまいます。

ただ、委員が言われるように、個々の話として今言った管理の問題、複数に分かれている話がどういう形で問題をクリアできるのかということは余地があると思うので、そこは包括的にやるような話ですね。ただ、繰り返しますが、全体の包括の話は更に何か資料を出せと言われても、現実にはないところをどうすればいいかということが……。

落合主査 ただ、我々としても現状がベストであるというなら、これを更に変えた場合に国民にプラスにならないという部分のいわば立証責任がどちらにあるのか。当方にあるのか、それとも公共サービスの実施主体の方にあるのかという議論はあるわけけれども、一般論としては、我々は直接事業をやっていないわけですから情報が無いわけなので、したがって情報を持っている側の方で説得できるような情報を出すというのが、立証責任の問題から考えても当然かつ公平な帰結だと思うわけですが。

その辺のところでは我々としても納得できる材料が出てくればそれを判断して、これは対象にはならないだろうとか、あるいは、ここはもうちょっと工夫の余地があるとか色々言えるわけですが。

これは再ヒアリングということになりましょうか。今度はその辺のところをキッチリと示していただきたいと思います。

岡部課長 おっしゃることはよくわかりましたけれども、なかなか小さい組織で市場化テストを導入すること自体もコスト増になる話でして。

落合主査 あなた方にとってコスト増になるかどうかではなくて、国民にとって行政コストが減るか減らないかという話なのですが。

岡部課長 なかなか対応がということで、先ほど来御説明をしているように、これはここで固まっている話ではまだ決していないので、ちょっと減らさなければいけない部分があったり、増やす余地があるかもしれない。そこをベースに、今回そういう議論をさせてもらいたいと思います。あまり対象が広がりますと、なかなかやったことのない分野のものを、48人と言いましても現場ですから実際に企画部門というのは非常に少ない中で新しい市場化テストというのをそもそもだれもイメージしていない。確かに言われる余地が全くないのかというところであれなんですけれども、どれもこれも全部という話になると、対応が非

常に難しい。最初に申し上げたように、大部分を外部委託し、更にその大部分を競争的契約にしているという意味においてはかなり進んでいる組織というところは御理解いただいて、是非今回のものをベースに、今日の御意見はよく承った上で、どういうスキームでやるかというのはもう少し検討させていただくということにいたしたく思っておりますのでございます。

落合主査 要するに万国博覧会記念機構というものが、今のままの形でやっていて、存在意義があるかどうか厳しく問い質されているわけです。その点について、十分存在意義がありますという形の証拠を提出していただかないと、直ちに我々は納得できるわけではないと言っているのです。

そういう意味では、機構としてもいよいよ重大な局面に遭遇しているわけなので、確かに規模的に小さくて大変かもしれないが、しかし今日の話の範囲内では、機構の廃止という可能性も十分あり得る。

その意味では、改めて本当に今の状態でやっていて国民にとってコスト的にも質的にもいいサービスを提供していると胸を張って言えるのであれば、我々が納得するような説明をしてもらわないと、国民も納得しないわけです。現状を変える気がないのならば、変える必要などないと言うことを、根拠・証拠を出して大いに示してもらいたいところなのですが。

逢見副主査 随契はほとんどやっていないとの先ほどの説明だったけれども、こちらで調べたものでいくと、例えば料金収納とか受付案内なども「非常に高度な業務内容」という理由で随契でやっているということもあるのだが、如何か。

岡部課長 現状、先ほど 87.1%と申し上げたベースの中においては、これは随契で整理されています。それで、ここも企画競争でやっていきたいと思いますということで、今回の見直しの中でそういう方向性を出した段階です。ですから、今、御指摘のあった、収納管理業務というのは実は収納だけではなくてお客の案内だとか利用案内なども一緒にやるんです。そうすると、ぼっと来て施設も知らない案内嬢では対応できず、やはりノウハウが必要であるものですから、そういったことで今まで随契ということでやっていたんですけれども、これを企画競争という方向で競争的な契約に変えていこうということです。

ただ、今まで内部の委員会でも別にこれは問題になっていなかったんです。というのは、今、申し上げたように収納だけではだれでもできるのですが、収納を合わせて案内だ何だと言ったときに、万博の施設の中を何も知らない人がぼっと来てできないものですから、やはりそのノウハウなどが必要だということで今までこれは事実上認められていたわけですけれども、今回そういうことで改めてまた見直しをしようということです。

だから、今、言われたところは確かに 18 年度においては随意契約だったんです。これを入れても 87.1%が競争的入札で整理されています。

逢見副主査 新たにどう変えるのかというのは、当委員会にそういうものをキチンと示してもらおう。

岡部課長 非常に単純です。日本庭園の樹木造形せん定業務以外は全部競争の方に变えて、財務省の評価委員会の委員からも、これはあり得ないというふうに言われていますので、そこだけは残す形になると思いますが、それ以外は競争的の方へ順次変えていきます。

落合主査 財務省の評価委員会の判断は評価委員会の判断だけれども、市場化テストの対象にするかどうかについては、あくまでも我々監理委員会の権限なのですが。

岡部課長 今のは随契の話ですから。

落合主査 それに関連して、社団法人関西環境開発センターは随分随意契約の受け皿になっているようですが、これはどういうメンバー構成で、機構との関係でどういう位置付けになる法人なのか、答えていただきたい。

増木事業部長 これは、万博開催当時につくられた社団法人です。それで、いろいろな業務の受け皿になれるような業者を、社団ですから寄せ集めて組織をつくった。もう三十何年もそこにずっとやらせてきている業務があるんですけども、年々もっと競争入札に移行すべきだという声とともに、逆にここで実施している業務が減ってきて現在こういう状態にある。課長も申しましたように、更に来年度は企画競争入札でもっと競争力を加味して競わせようという方向に今あるんですけども。

落合主査 この社団法人はどうなるんですか。業務がなくなるのならば廃止ということですか。

増木事業部長 可能性としてはあります。とは言いましても、かなりコスト削減に努力をしているのが我々にもそれとなくわかりまして、人件費などもかなり抑えていますし、効率的な人員配置もやっています。そうすると、現在ここが落札といいますが、契約している金額で競争入札をしたときに、その値段以下で対抗できる業者が実際に現れるかどうか。これはふたを開けてみないとわからないんですけども、ひょっとしたら結果的には引き続きここがやる可能性もあると見ているんです。

落合主査 これは、その役員が兼任しているとか、そういう関係はないわけですか。

増木事業部長 機構とは全く人的なつながりはありません。人的、資本的、一切ありません。

落合主査 ほかの委員の方、いかがですか。

小澤専門委員 今のところで、一般競争、企画競争をかなりやってきているという話ですが、大体どれくらいの応札者がいて、落札率はどれくらいか。競争関係はどれくらいあるかが推定できるようにね。

万博機構 細かいデータは今日お持ちしておりませんので、今までの入札のことを言いますと、警備ですと3社くらい応札で、落札率が8割くらいです。緑地管理業務などですと6割くらいまで落ちる場合があります。

先ほどから包括的というお話がございましてけれども、その中で我々は長年お金があるからそれを単に委託しているというわけではなくて、当然行政改革がずっとこれまでの間あり、予算の圧縮が相当かかっておりまして、我々機構自身が相当努力しているのは非常に

合理的な積算をしているということとか、できるものは同じ業種を包括的に、例えば芝生でも分散していたものを一括発注したり、そういった努力はしています。

過去それで失敗しましたのは、1つには自然文化園を包括して委託したことがあり、一部その中に花の管理を入れてやったことがあるんですけども、その年の業者に花のノウハウがなかった。我々自身も指導もしましたけれども、毎日一部始終全部指導しているわけではなくて、やはりその業者にゆだねる部分が大半でございますので、そこで花が咲かなくて来園者サービスのまさに低下になった。お客さんから厳しく叱られた。毎年花が咲いているのになぜ今年は咲かないんだ、実にけしからんと。

我々自身が市場化テストで本当に価格を下げて良質なサービスができるかは、これからどういうところまで包括的にできるかという議論はあるとしても、過去からそういうチャレンジをしながら現在にあるということは委員の先生方に御認識いただきたいと思います。

落合主査 それを、事実をもって我々に出してもらおう。証拠を出してもらおう。

我々としても一定の判断をした場合に、我々は国民に対してこういう事情だから対象にする、あるいはしないということについて、説明がきちんとできないといけない事情がありますので。

小澤専門委員 どの範囲をどういうふうに分割するのがいいのか、組み合わせるのがいいのかということと同時に、同じ業者が過去3年間続けて仕事をやっているようなものもあるが、例えば複数年度まとめて委託した方が効果的、効率的に仕事をやってもらえるということがあると思うのですが、今は単年度で出されているという理解でよろしいか。

万博機構 今はNPOに業務委託で出しているものがありまして、それは複数年度、2年ないし3年のところで試行的に導入をしております。当然、NPOの団体は非営利法人ですからもともと民間企業ではございませんので、最初から低コストで通常価格の6割程度で発注して、それを更に競争してもらっている。実際に競争と言っても1社か2社くらいしかやれるところが現れていないというのが現状ですが、そういう形でしております。

小澤専門委員 9割外部委託と説明をいただいているその9割というのは、27億に対して金額で9割というふうに理解すればいいのか。何に対して9割というふうに理解すればいいのでしょうか。

岡部課長 業務を測るのにどういう物差しがあるかということですけども、職員がやっている業務、すなわち委託に出していない業務を金額で表したものがそれに携わっている職員の人件費であり、あとは業務委託に出している契約で、この職員と外へ出しているもので全体の業務をやっていますので、そういった考え方です。

小澤専門委員 そうすると、冒頭の27億というのは何を指していることになるんですか。

岡部課長 さっきの27億というのはPLの中の公園事業費です。

小澤専門委員 27億は両方入っているという理解ですか。

岡部課長 両方入っています。

小澤専門委員 そうすると、27億の9割が外部委託で……。

万博機構 27 億の中には 6 億の減価償却費も入っています。

小澤専門委員 そうすると、残りの 21 億の 9 割という理解でいいか。簡単に答えが出てくると思っていたのですが。

そうすると、私の理解では、最後に各種広報・イベントの企画について対象にすると言ったものは今、外部委託をされているものに上乗せして更に外部委託の部分を増やしますという理解でよろしいか。

岡部課長 結果的にはそうなります。というのは、今の外部委託契約の説明としては、今、各種イベントの広報・企画があります。この業務は職員が企画・実施している部分と、外部に出している部分がございます。これを合わせたものを一括して市場化テストの対象にしましょうということです。したがって、外部委託で乗ってくる部分は職員がやっている部分ということですね。

小澤専門委員 その分の人件費が減るということ。

岡部課長 そうですね。まさにそうです。

中藤事務局長 それでは外部委託費 9 割が何に対してなのかということ、後日キツリと確認して提出していただくこととします。

高崎専門委員 公園事業ということで非常に多様な事業をやっているようですが、日本庭園が二十何億の多額の赤字を出していますね。

岡部課長 公園事業の費用が 27 億円ということでございます。

高崎専門委員 日本庭園そのものはどうなのか。入場料が 2 億とか言っていました。

岡部課長 日本庭園、自然文化園、そういった公園事業全体の費用が 27 億かかります。その中で自然文化園と日本庭園の入場料というのは共通なものですから、1 人当たり 250 円入ってくる。これは、入場料が 2 億円ということ言えば、25 億が赤字です。赤字というか、ほかで全部やっているわけですからあれですけども、ただ単に入場料で言えば 2 億数千万です。

高崎専門委員 ほかのスポーツ施設とか、文化施設とか、そういうところで黒字を出して、それを補填して全体として多少利益が出ているという構造か。

岡部課長 それと、先ほど申しましたようにそういう財産の貸付けもございまして、それから過去の剰余金の運用収益という財務収益の部分も 4 億程度でございます。そういったものを合わせて収支を合わせている。

高崎専門委員 基金のお金はどうなっているか。

岡部課長 基金は別です。ただ、これは法律でも決められているのですが、一部、基金から公園事業への繰入れというものがございます。今、年間 1,500 万繰り入れてございます。これは維持管理に使う。今後はもう少し増やしていった方がいいんじゃないかという議論はあるのですが、今、基本的には基金と公園事業と全く分けているんですけども、基金の収益の中から一部、公園事業に繰り入れるということをやっています。

高崎専門委員 私どもの見方からすると、27 億かかるということはここを一生懸命圧縮

しなきゃいけないと思う。サービスを維持しながら、かつコスト縮減していかなければいけない。廃止、民営化、市場化テスト等、あらゆる手を考えてやらなくちゃいけない。

先ほどの包括的契約が非常に難しいんだという話は、ある一面はそのとおりかもしれない。しかし包括委託の括り方についても工夫の余地があるだろう。2つ3つ、近い仕事をまとめるというやり方もあるし、全部引くくめてやるということもあるし、割と近いものをくっつけるとなると、たとえ今は対象の受け皿がない、あるいは少ないとしても、会社としては市場があれば設備投資をするなり、何か事業範囲を広げていくなり考えていくと思う。多少時間はかかるかもしれませんが、いきなりぼんと異質な業務を皆まとめてしまうと対応し切れないと思うが、少しずつ事業範囲というか、業務の範囲を広げたような形での包括であれば、市場があれば民間は必ず対応してくる。これだけコストがかかっているものだから、その辺もキッチリと考えていただきたいと思います。

それからもう一つは、余り細かく分けると管理が大変だと思う。管理というか、ほとんど仕様発注みたいだから、発注業務もそうだし、仕事の管理とか、そういうものが大変なんです。

一方、受けた方の会社は仕様発注で細かく分けられていると機械的に契約して、機械的に仕事をして、機械的に納める。そこには民間の知恵もノウハウも生かされない。そういう面でも、細かく分けて仕様発注でというのも一つの選択肢だったのだろうが、最初からそういうものに凝り固まるのではなくて、市場の成長を待ったり、あるいは性能発注までいかなくても民間の知恵をもう少し入れられるような方法を考えて、経費縮減を目指してほしいですね。

増木事業部長 今おっしゃった最後の部分だけ御説明させていただくと、実は逆でして、細分化した上で細かく仕様で指示しているから業者は創意工夫をするんです。もっと大きな範囲で包括的にぼんとやると、むしろ機械的に緑地管理とか、樹木のせん定といったもので大ざっぱになることが、我々は経験的に感じているところです。

高崎専門委員 それは、契約条件とか、性能発注する場合の性能の条件提示とか、それである程度カバーできるではないか。

落合主査 予定の時間も若干超過しましたが、最初のヒアリングとしてはかなり論点が明らかになった部分もあると思います。

しかし、具体的な案はまだ作成途上であるというお話だったので、またそれらが更に具体化した段階で、今日の議論を踏まえてまたヒアリングをやることになるかと思っています。

岡部課長 こちらこそよろしくお願いいいたします。

落合主査 当委員会でも機構の廃止か否かも検討対象外ではないということになっていますから。いずれにせよ、我々が適正に判断できる材料をお出しいただく立証責任を果たしていただきたいということです。

そういうことで、本日の分科会はこれで終了ということにいたしまして、次回は 10 月 30 日火曜日 15 時からを予定しております。具体的に何をやるかについては、事務局から

別途連絡するということです。これで終了ということにしたいと思います。

(終 了)